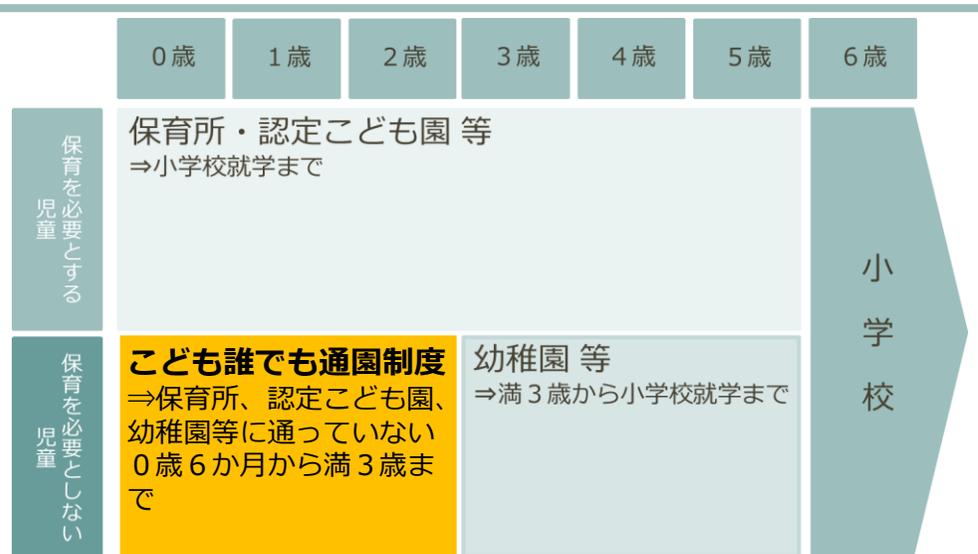


1. こども誰でも通園制度とは

乳児又は幼児であって0歳6か月以上満3歳未満のもの（保育所等に入園しているものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

※令和8年度以降は、子ども・子育て支援法及び児童福祉法において全ての市町村で実施が必要と規定。

2. 対象となるこども



- ①保育を必要とする0～5歳児 ⇒ 保育所・認定こども園等
- ②保育を必要としない満3～5歳児 ⇒ 幼稚園等
- ③保育を必要としない6か月～2歳児 ⇒ こども誰でも通園制度等

3. 利用可能時間など

| | |
|--------|------------------------------|
| 利用可能時間 | 月10時間まで |
| 利用料 | 1時間300円（減免規定については国基準同様とする予定） |
| 利用方法 | 定期利用（園・曜日・時間固定） 又は、柔軟利用 |

4. 実施施設

“市の認可を受けた施設”

保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等（※基準を満たしていれば施設類型は問わない）

5. 実施方法

“一般型又は余裕活用品”

利用定員を設定し専用の保育室にて実施する一般型又は空き定員を活用し在園児と同じ保育室にて実施する余裕活用品とする。

こども[★]誰でも通園制度

6. 施設の認可及び確認要件

| 施設名 | 利用定員 | 実施方法 | 認可基準 | | | 確認基準 | |
|------------------------------------|------|-------|-----------|------|-----|------|-----|
| | | | 設備 | 人員配置 | その他 | 運営 | その他 |
| 認定こども園岩見沢聖十字幼稚園 | 6名 | 一般型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 駒沢幼稚園 | 6名 | 一般型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 岩見沢めぐみ幼稚園 (R8.4.1より認定こども園へ移行予定) | 2名 | 一般型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ふれあい子どもセンター | 3名 | 余裕活用型 | 公立のため認可不要 | | | ○ | ○ |

【認可基準】

- ・設備（施設構造、面積、用具など）
- ・人員配置（保育士等の配置（0歳児 3：1、1・2歳児 6：1）など）
- ・その他（衛生管理、食事提供、秘密保持、苦情対応など）

【確認基準】

- ・運営（事前面談による重要事項の説明と保護者同意、災害時対応など）
- ・その他（記録整備、会計の明確化など）

7. 計画における量の見込みと確保方策

| | | 令和8年度 |
|-------|-------------|-------|
| 量の見込み | 利用想定人数(人/月) | 24 |
| 確保の方策 | 利用想定人数(人/月) | 24 |

こども誰でも通園制度は、0歳6か月～満3歳までを対象としており、満3歳からは利用不可。そのため、満3歳からも各施設の利用を希望する児童へは、幼稚園の満3歳児クラスの活用を働きかける等の対応を行う。

量の見込み及び確保の方策ともに、利用想定人数としている。
実際に事業を開始し、利用人数等が判明した時点で、再度量の見込み及び確保の方策について、変更を検討する。

8. 事務局の方針案

認定こども園岩見沢聖十字幼稚園、駒沢幼稚園、岩見沢めぐみ幼稚園は、こども誰でも通園制度の施設認可要件を満たしている。

ふれあい子どもセンターを含め4施設ともに施設確認要件を満たしていることから、令和8年4月1日付けでこども誰でも通園制度の実施を承認することとしたい。

9. 今後の流れ（スケジュール）

| 日時 | 内容 |
|--------|---|
| 令和8年2月 | <ul style="list-style-type: none"> 施設へ認可通知 施設へ確認通知及び告示 |
| 令和8年3月 | <ul style="list-style-type: none"> 保護者へ周知 周知方法（予定） ▶ 広報・ホームページ・すこやか健康手帳アプリ・認可施設及び市窓口へチラシ配置 保護者からの申請受付 ▶ 認定証交付 |
| 令和8年4月 | こども誰でも通園制度事業開始 |

10. 周知チラシ（案）

こども誰でも通園制度

令和8年4月開始

こども誰でも通園制度とは、全ての子育て家庭への支援を強化するために創設された新しい通園制度です。家庭とは異なる経験や同年代のこども、保育所等の専門的な知識や技術を持つなど家族以外の人と関わりは、こどもの成長につながるほか、保護者の育児に関する負担感の軽減にもつながります。

対象
岩見沢市内在住の、保育所等に通っていない6カ月から3歳未満のこども

利用時間 月10時間 **料金** 1時間300円

場所

| | |
|--|---|
| ふれあい子どもセンター 所在地:東山2丁目1番2号 電話番号:22-2094 | 岩見沢めぐみ幼稚園 所在地:7条東9丁目1番地 電話番号:22-0513 |
| 駒沢幼稚園 所在地:6条西18丁目1番地 電話番号:23-6055 | 認定こども園岩見沢聖十字幼稚園 所在地:緑が丘1丁目21番地 電話番号:22-4079 |

*実施日や実施時間は施設によって異なります。詳しくは施設にお問い合わせいただくか、こども誰でも通園制度総合支援システムをご確認ください。

利用方法は裏面をご覧ください

(裏)

利用方法

①利用申請をする
保育幼稚部係の窓口で利用認定の申請をします。市が申請内容を審査し、認定します。
【申請に必要なもの】
・申請書
・障害者手帳等の写し(該当者のみ)

②施設で事前面談を受ける
認定を受けると「こども誰でも通園制度総合支援システム」のアカウントが発行されます。システムから予約し、利用希望施設の面談を受けます。

③施設を予約・利用する
システムから予約し、施設を利用します。
利用後、施設に料金を支払います。
※支払い方法は施設によって異なります。

よくある質問

Q 利用できる施設は1カ所のみですか？
A 月10時間の範囲内であれば複数の施設の利用は可能です。事前面談は施設ごとに受ける必要があります。

Q 1日何時間利用できますか？
A 施設の予約可能枠に合わせて、2時間ずつなど希望の時間数で利用できます。

Q 給食の提供はありますか？
A 施設で異なりますので、施設にお問い合わせいただくか、こども誰でも通園制度総合支援システムをご確認ください

岩見沢市こども未来課保育幼稚部係 ☎35-4253